

ビジネスと人権に関する指導原則 導入の動向

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ 事務局次長
弁護士 佐藤 暁子

© 2020 Akiko Sato

サプライチェーンも含む
経済活動に起因する人権課題に対する批判の高まり

従前から児童労働等への批判はあったものの大きな転機となったのは・・・



Photo by rjans via Flickr

1

世界の人権課題と企業の責任



Photo by Sovfoto/Universal Images Group/REX/Shutterstock



ILO



ILO



HRW



© 2020 Akiko Sato

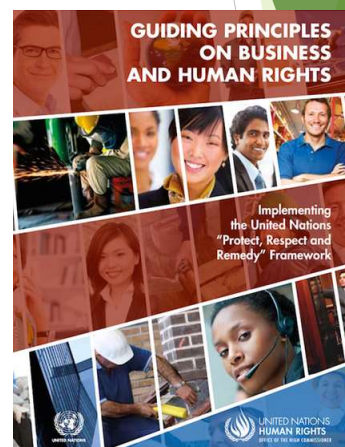
OHCHR

国連ビジネスと人権に関する指導原則 UNGPs

- これまで「国際人権」は主に国家による市民の権利保障を定めるものとされてきた
- しかし、企業の社会・人々に及ぼす影響力が大きくなるにつれ、その活動を規律し、負のインパクトを防ぐための国際的なルールが必要という声が高まる



- **2011年国連人権理事会で全会一致で承認**
 - ・ 企業は、世界人権宣言、国際人権章典、ILO中核的労働基準をはじめとする**国際人権基準を尊重する責任を負うことが初めて明記**された
 - ・ ただし、あくまでソフトローであり、これだけで直接的な法的効力は生じない



国内外のビジネスと人権に関する課題

国内

- 長時間労働
- 未払い残業代
- 安全衛生
- ハラスメント（セクハラ・パワハラなど）
- 差別（女性・障害者・国籍・LGBTQなど）
- 同一労働同一賃金
- 技能実習生
- 障害者雇用
- ダイバーシティ&インクルージョン

など

海外

- 中国の縫製工場内の労働者の劣悪の労働環境
- カンボジアの縫製工場内の労働者
- タイの鶏肉工場内のミャンマー人労働者の強制労働
- マレーシアの森林伐採による先住民の土地の侵害
- マレーシア・インドネシアのパーム油農園での強制労働、児童労働、セクハラ
- ミャンマーの経済特区による強制労働の生計手段の喪失
- ラオスのダム崩壊による住民の損害
- タイの自動車工場での労使紛争

など

指導原則の概要 3つの柱

原則1～10

- 国家の人権保護義務
- 伝統的な国際法上の国家の義務

原則11～24

- 企業の人権尊重責任
- 企業も国際人権を尊重する主体であることが初めて明記
- 人権デューディリジェンス

原則25～31

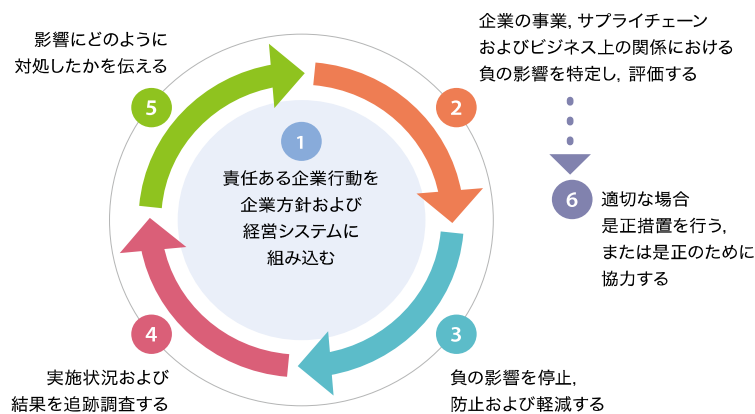
- 救済へのアクセス
- 人権侵害を予防、回復し、救済するためのグリーバンスメカニズム

5

© 2020 Akiko Sato

人権デューディリジェンス 継続的取組み

図1. デュー・ディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



参照：OECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」21頁

人権リスク優先順位付け

- 深刻度
規模：人権への負の影響の重さ
範囲：影響の及ぶ範囲
是正可能性
- 発生可能性

人権取組みのポイント グリーバンス（対話救済メカニズム）

➤ 指導原則 2 9

事業レベルの課題解決（苦情処理）メカニズム
（グリーバンスメカニズム）

➤ 指導原則 3 1

- ✓ 正当性
- ✓ アクセス可能であること
- ✓ 公平性
- ✓ 透明性
- ✓ 国際人権に適合すること
- ✓ 継続的な学習の源泉となること
- ✓ エンゲージメント及び対話に基づくこと

➤ 適用範囲

- 利用者：海外法人・サプライヤーの従業員も含むサプライチェーン上のステークホルダー全体
- 対象：セクハラ、パワハラ、差別、障害者の合理的配慮など人事・労務・環境など人権課題全般
- 設置方法：既存のホットライン、内部通報窓口などの活用
- スキーム自体のダイバーシティへの配慮の検討
- サプライヤーへの窓口も発注元に一括化する例も

© 2020 Akiko Sato

既存のグリーンバンスメカニズム例

- 世銀：査閲パネル（Inspection Panel）
- IFC：コンプライアンス・アドバイザー／オンブズマン（CAO）
- ADB：査察機能（Inspection Function）
- EBRD：Independent Project Accountability Mechanism（IPAM）
- GCF：Independent Redress Mechanism
- JICA：異議申立手続（「環境社会配慮ガイドライン」）
- JBIC：異議申し立て手続（「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「原子力プロジェクトにかかる 情報公開配慮確認のための指針」）
- NCP
- 東京オリパラ組織委員会
- MSI

8

© 2020 Akiko Sato

国別行動計画 National Action Plan=NAP

- 指導原則実施のために各国政府が既存の法律と人権問題とのギャップを特定し、国家としての対応策のロードマップを示すもの。ハードローの導入にも影響。
- 世界26ヶ国（人権NAPに統合されたものも含む）で既に策定済み（2020.10時点）（OHCHRウェブサイト参照）
 - ・ イギリス、オランダ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ドイツ、フランス、ポーランド、スペイン、アメリカ、コロンビア、チリ、ケニア、タイなど
- 日本のNAP
 - ・ 2016.11にジュネーブでコミットメントを表明。
 - ・ 2018.3より、ステークホルダー（経団連、連合、GCNJ、CSO、日弁連、関係省庁など）を招き、「ベースラインスタディ意見交換会」を外務省主導で実施。
 - ・ 2019.4より作業部会・諮問委員会の開催

9

© 2020 Akiko Sato

日本のNAP概要 2020.10.16公表

第2章 2. 分野別行動計画



- ✓ これまでの施策が書かれているが、ギャップ分析の欠如のために、実効性の評価がなく、将来的に企業の責任を政府として実現するための具体的な施策はなく、「啓発」「周知」に止まる
- ✓ 以上の施策で日本企業のサプライチェーン上の強制労働に対する取り組みがどこまで進むか。
- ✓ 特にEUで議論されている人権・環境デューディリジェンス法との議論の乖離

開発協力・開発金融について

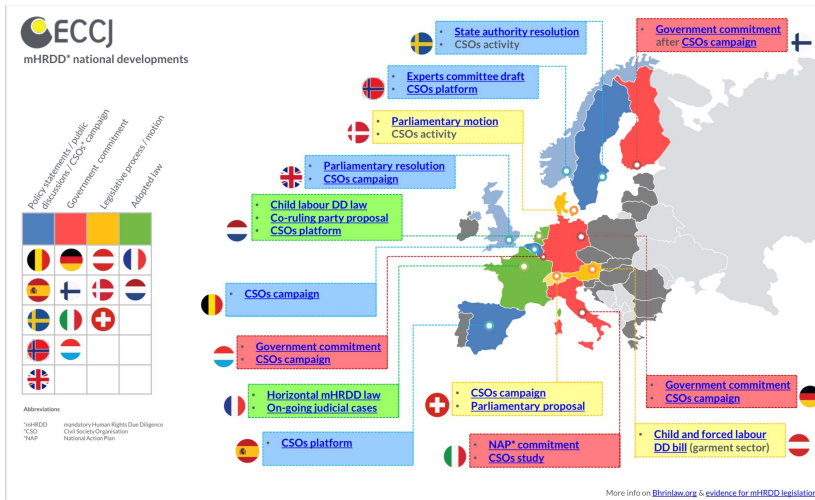
（今後行っていく具体的な措置）

開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

- ・JICAでは、「環境社会配慮ガイドライン」を定め、相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重及び環境社会配慮を継続していく。特に、協力事業に対し社会的に適切な方法で合意が得られるよう、情報を公開した上で地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を行い、また、その際は社会的弱者について適切な配慮がなされるよう引き続き留意する。【外務省】
- ・JBICでは、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」を、環境社会配慮全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論、並びに公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める「公的輸出信用と環境社会デュー・ディリジェンスに関するコモンアプローチ」等のOECDでの議論等を踏まえて策定した。上記JBICガイドラインの見直しは、上記議論等の進展を勘案しつつ、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きながら、透明性を確保して行っていく。【財務省】
- ・NEXIでは、2015年の「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」改訂に際しては、検討すべき環境社会配慮の範囲に人権の尊重を含むことを明確化したことを踏まえ、引き続きガイドラインに基づき適切な環境社会配慮確認に努め、必要がある場合にはガイドラインの見直しを行っていく。【経済産業省】
- ・調達要件、審査や選定、契約条件等、調達における一連の流れにおいて、引き続き、人権尊重への取組を推進していく。【外務省、財務省】
- ・ジェンダーの観点からは、女性・平和・安全保障に関する行動計画において、特に開発協力分野も含めた「IV人道・復興支援」の取組が「ビジネスと人権」の文脈に該当する。我が国の支援の実施においてJICA事業や国連機関等の事業で企業と連携をする場合に、引き続き、ジェンダーの視点を盛り込んでいく。【外務省】

- この内容で既存の問題が十分に検討され、改善に向けた取り組みが進むと考えられるか。
- ✓ ガイドラインの対象範囲や実効性＝どれだけ人権への負の影響を予防、軽減にできているのか
- ✓ グリーバンスの指導原則31に沿った実効性

ハードロー化の潮流



	法令
2012	カルフォルニア州サプライチェーン透明法
2014	EU 非財務情報開示指令
2015	英国現代奴隷法
2016	米国貿易円滑化貿易執行法
2017	フランス人権デュー・ディリジェンス法
2018	オーストラリア現代奴隷法
2019	オランダ児童労働デュー・ディリジェンス法

https://corporatejustice.org/mhrdd-in-europe-map-may-2020-_2.pdf

EUの義務的な環境・人権デュー・ディリジェンス法の急速な進展

© 2020 Akiko Sato

継続的に指摘されている課題

- 企業による方針などの制定は進む一方で、その実効性の担保が課題。
- ボランタリーな施策では不十分として、強制力のある規制の導入を支持する声の高まり。ただし、条約化にはまだ議論が必要。
- ESG投融資の関心が高まる一方で、「S=人権」について理解・取り組みの遅れ。
- 国家・企業のとりわけ越境的な責任をどう担保するか。
- とりわけ国は、自身も経済主体として指導原則に従い義務を負うべき。
- 被害者の救済をどう実現するか。

“Walk the talk”から“Run the talk”へ

© 2020 Akiko Sato

ご静聴頂きありがとうございました。

akikosato.1210@gmail.com

14

© 2020 Akiko Sato